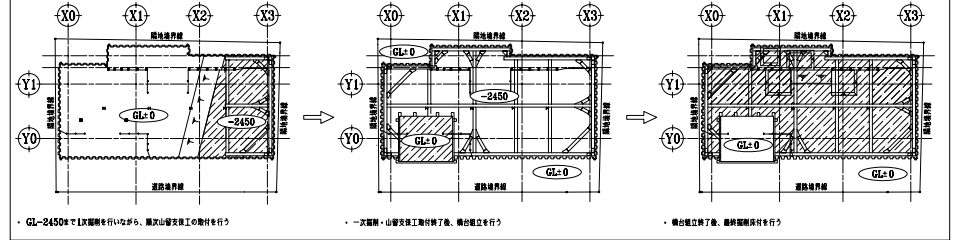


＜掘削順序フロー図＞



【掘削工事注意事項】

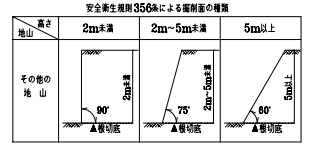
- 作業区域は警戒線及び出入禁止とし、カラコーンにて明示する
- 掘削の下部に鉄筋を敷き、機械の転倒及び沈下を防ぐ
- 遺棄する土砂運搬車はシート手前で、タイヤ・車体等に付いた泥を洗い落とす
- 掘削・車道等のオペレーターが一時運転を離れる場合（エンジンの停止、車を抜く、扉を開ける）を厳守する
- バックホウ、ジブアームに作業員が近接するおそれのある場所はカラコーンを設置し立入禁止措置をとる
- 運搬機械、掘削機械、横台機械の運行の経路、機脚場所への出入り方法を定め作業員に周知する
- 運搬機械、掘削機械、横台機械が搬送して作業員の作業箇所付近に近接すると、転落するおそれがあるとき、誘導員を配置する



安・衛・則 第360条  
 【地山の掘削作業主任者】

【職務】

- 作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること
- 器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと
- 安全帯及び保護帽の使用状況を監視すること



・有資格者の確認及び、車両系機械等の定期点検、自主検査を実施する

バックホウの作業半径内立入禁止

